教育・文化・スポーツ

教 育

◆幼稚園に入るには

●市立幼稚園(本庄幼稚園)の入園手続き

定員に余裕がある場合には、常時入園を受け付けています。

翌年度の新入園の申込みは、毎年11月から受け付けています。詳しくは、市報さがをご覧ください。

本庄幼稚園 ☎23-8786 FAX23-8787

●私立幼稚園

入園手続き、保育料など各幼稚園で異なりますので、各園にお尋ねください。

※幼稚園の連絡先等はP83をご覧ください。

◆幼稚園就園奨励費補助金

幼稚園(私学助成)の保育料に対して、家庭の所得等に応じて負担を軽くするため、幼稚園就園奨励費の補助制度があります。

対　　象　市内に住んでいる満3歳児から5歳児までの幼児を幼稚園(私学助成)に通わせている保護者

補 助 額　その年度の市町村民税額に応じて補助。(税額制限があります。)

※幼稚園(施設型給付)については、家庭の所得等に応じた保育料のため補助対象外です。

保育幼稚園課 幼保事業係
☎40-7294 FAX40-7395

◆学用品費等を援助します

経済的な理由で、子ども(小・中学生)の学用品費や給食費等の支払いにお困りのご家庭には、これらの費用の一部を援助します。

援助が受けられるのは、生活状態が生活保護世帯に準ずる程度となっていますので、学校または佐賀市教育委員会(学事課)にご相談ください。

なお、援助内容は、新入学用品費、学用品費、修学旅行費、給食費、医療費等です。

学事課 学務係 ☎40-7358 FAX 26-7378

◆小中学校の入学手続きは

●小学校に入学するときは

10 月1日現在で、住民基本台帳により新入学予定者名簿を作成し「隣接校選択制及び特認校制、就学時健康診断のお知らせ」の通知を保護者宛てに郵送します。

指定校への入学を希望される場合は、希望申請書の提出は必要ありませんが、隣接校特認校を希望される方は、希望申請書を提出する必要があります。隣接校の受入枠より希望者が多い場合は、抽選となります。

10 月から11月に健康診断を実施します。

1月末までに入学通知書を保護者宛てに郵送します。

●中学校に入学するときは

12月1日現在で、住民基本台帳により新入学予定者の名簿を作成し、1月末までに入学通知書を保護者宛てに郵送します。

学事課 学務係 ☎40-7358 FAX 26-7378

●小中学校の転校手続きは

○市外からの転入の場合

市民生活課(支所の場合は、市民サービスグループ)で転入手続きを行い、これから通学する学校の指定を受けてください。

保護者 →(転入手続き)→ 市民生活課 →(学校指定通知を発行)→ 保護者 →(学校指定通知を提出)→ 転入校

○市内間の転居の場合

市民生活課(支所の場合は、市民サービスグループ)で転居手続きを行い、これから通学する学校の指定を受けてください。

保護者 →(転居手続き)→ 市民生活課 →(学校指定通知を発行)→ 保護者 →(学校指定通知を提示)→ 転出校 →(転校書類を発行)→ 保護者 →(学校指定通知・転校書類を提出)→ 転入校

○市外へ転出の場合

市民生活課(支所の場合は、市民サービスグループ)で転出手続きを行い、転出通知を受け取ってください。それをもって学校へ行くと、転校書類が発行されます。

保護者 →(転出手続き)→ 市民生活課 →(転出通知を発行)→ 保護者 →(転出通知の提出)→ 転出校 →(転校書類を発行)→ 保護者 →(新しい市町村)

文 化

◆国際交流

佐賀市では、多文化共生や国際交流を推進しています。姉妹・友好都市との交流、佐賀市在住の留学生の奨学金、その他国際交流に関することは国際交流室又は佐賀市国際交流協会にお尋ねください。

総務法制課 国際交流室
☎40-7023 FAX 40-2050
佐賀市国際交流協会
☎29-0322 FAX 40-2050

◆佐賀市国際交流協会

佐賀市とともに、多文化共生の推進や姉妹都市・友好都市を中心とした海外との交流に取り組んでいます。

①姉妹都市・友好都市との交流事業
②市内在住外国籍市民との共生事業
③市内在住外国籍市民と市民との交流事業
④市内在住外国籍市民との子育て支援事業
⑤バルーンフェスタ時のホームステイ事業

◆姉妹都市・友好都市

(1)グレンズフォールズ市及びウォーリン郡 (アメリカ合衆国ニューヨーク州)

1988年9月23日姉妹都市締結

グレンズフォールズ市及びウォーリン郡はニューヨーク州北東部に位置し、ハドソン川に沿って拓けた自然に恵まれた美しい地方です。

中高生徒の教育交流、短大の教育交流など積極的に交流をしています。

(2)蓮堤区(韓国釜山広域市)

1998年10月9日姉妹都市締結

韓国釜山広域市の中心部に位置する人口約21万人の行政区。世界で最も近い隣人として、小学校同士の民間交流を中心とした相互交流を展開しています。

(3)連雲港市(中国江蘇省)

1998 年11月27日友好都市締結

上海と青島の間に位置する人口約450万人の港湾都市。隴海(ロンハイ)鉄道の東の起点にあたり、水陸交通の要所です。

アジアの隣人として、徐福を中心としたさまざまな分野での友好交流を進めています。

(4)クサック村(フランス共和国ジロンド県)

1988年4月19日姉妹都市締結

クサック村は、フランス共和国ボルドー市の北西37km、ジロンド川沿いのメドック地方に広がるぶどう園地帯の真ん中に位置する人口約2千人の村です。

中学生を中心とした相互派遣交流を展開しています。

総務法制課 国際交流室
☎40-7023 FAX 40-2050

主な教育・文化施設

◆図書館

佐賀市立図書館は本館、分館、分室および自動車図書館で運営をしており、全館で約80万点所蔵しています。CD、DVD、ビデオ、絵画(絵画は本館のみ)などの貸出も行っています。お気軽にご利用ください。

●ご利用について

(1)館内利用：館内では、どなたでも、本、雑誌、新聞などを閲覧することができます。

(2)館外利用：利用登録が必要です。運転免許証、健康保険証、学生証などをご持参のうえ、登録カウンターで手続きをしてください。

●図書館のイベントやサービス

佐賀市立図書館では、いろいろなイベントや展示を行っています。詳しくは「市報さが」などをご覧ください。

また、佐賀市立図書館のホームページでも各種イベントの案内に加え、蔵書や貸出資料の検索、インターネット予約なども受け付けています。

・施設の概要は、P87をご覧ください。

佐賀市立図書館ホームページアドレス
https://www.lib.saga.saga.jp

◆佐賀市青少年センター

佐賀市青少年センターでは、青少年に学習と憩いの場を提供し、心身ともに健全な青少年の育成を目的に活動しています。

また、佐賀市では、市民総参加で子どもを育成する運動「子どもへのまなざし運動」を推進しています。

「子どもへのまなざし運動」に関することは、佐賀市青少年センター内の子どもへのまなざし運動推進室にお尋ねください。

・施設の概要は、P88をご覧ください。

所在地：松原二丁目2-27
佐賀バルーンミュージアム3階

佐賀市青少年センター
☎24-2331 FAX24-2332

◆公民館

公民館は市民の学習や地域活動の場であり、ふれあいの場です。佐賀市立公民館では、公民館が主催する学級・講座をはじめ、いろいろなサークル活動が行われています。詳しくは、それぞれの公民館にお問い合わせください。

公民館の概要及び問い合わせ先は、P89をご覧ください。

◆農村環境改善センター

農村環境改善センターは、生涯学習及び地域コミュニティ活動の拠点として利用できる施設です。

多目的ホール・談話室・会議室・視聴覚教室・調理室・和室等を備えています。

・各施設の概要及び問い合わせ先は、P89をご覧ください。

◆コミュニティセンター

コミュニティセンターは、住民の学習・研修・集会・交流の場として利用できる施設です。

会議室・研修室・集会室・調理室・和室・フリースペース等を備えています。

・各施設の概要及び問い合わせ先は、P89をご覧ください。

◆星空学習館

星空学習館には、天体観測ドームがあり、20cm屈折赤道儀式望遠鏡を備えています。毎週金、土、日曜日には、天体観望会を行っています。事前申し込みなしで、無料で参加できます。

また、多目的ホールではバドミントンや卓球等の軽スポーツ、ダンスもできます。

・施設の概要は、P89をご覧ください。

星空学習館HP http://saga-hoshizora.fem.jp/
所在地 西与賀町大字高太郎328

星空学習館 ☎25-6320 FAX 37-5747

◆佐野常民記念館

日本赤十字社の生みの親・佐野常民の業績に関わる資料、遺品などを展示すると共に、次世代教育、ボランティア活動、生涯学習、地域交流活動を通して、常民の偉業や人道、博愛の精神を学ぶことができます。

実物資料を展示する常設展示室には、マルチビジョンを駆使した映像ホールがあり、常民の生涯を映画で紹介しています。コミュニティ広場には、図書・視聴覚コーナー、赤十字コーナーなどを設置しています。さまざまな「モノづくり教室」などの体験活動を通して、人とのふれあいができます。多目的室は、移動式の間仕切りを利用して、研修や会議が開催できるほか、作品展などに利用できます。展望室からは、早津江川と世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」の構成資産である三重津海軍所跡が一望できます。3 階には三重津海軍所跡インフォメーションコーナーを設置しています。

・施設の概要は、P90をご覧ください。

佐野常民記念館 HP
http://www.saganet.ne.jp/tunetami/
所在地 川副町早津江津446-1

佐野常民記念館 ☎34-9455 FAX 34-9465

◆佐賀市文化会館

所 在 地　日の出1丁目21-10
利用時間　9:00~22:00
受付時間　9:00~17:00
　(利用に関する打ち合わせを含む)
使用申込　利用日の1年前の月の初日から申請を受け付けます。(各月の1日が日曜日にあたる場合は翌日から、また、1月は5日から受け付けます。)ホールを練習のみで使用する場合及びリハーサル室・練習室の使用は、3ケ月前からの受け付けとなります。申請書をコンピューターにより出力いたしますので、催物の内容、入場料金、開演終演時間など具体的な内容を準備して直接ご来館ください。
使用料金　施設使用料は前納です。申請書受理後使用料金をお知らせしますので、使用料をお支払いください。利用料納入確認後、許可書を発行いたします。

※附属設備使用料は、実際のご使用後の後精算払いによりお支払いください。

・施設の概要はP87をご覧ください。

佐賀市文化会館HP
http://www.shinpoo.jp/

佐賀市文化会館 ☎32-3000 FAX 32-3736

◆東与賀文化ホール

所 在 地　東与賀町大字下古賀1228-3
利用時間　9:00~22:00
受付時間　9:00~17:00
使用申込　利用日の1年前の月の初日から申請を受け付けます。(各月の1日が日曜日の場合は翌日から、また、1月は5日から受け付けます。)申請書は当館にて出力いたしますので、申請者情報(住所、団体名、責任者氏名等)、催物名、開演・終演時間などの具体的な内容を準備して直接ご来館ください。
使用料金　施設使用料は前納です。申請書受理後使用料金をお知らせしますので、使用料をお支払いください。料金納入確認後、許可書を発行いたします。

※冷暖房及び附属設備使用料は、使用後に精算します。精算料金確定後にお支払いください。

・施設の概要はP87をご覧ください

東与賀文化ホールHP
http://www.shinpoo.jp/

東与賀文化ホール ☎45-3939 FAX 45-0616

◆交流センター

所 在 地　白山二丁目7-1(エスプラッツ3F)
使用申込

	受付開始日	受付終了日
ホール	利用日の1年前の月の初日	利用日の1週間前
ギャラリー(1週間単位利用)	利用日の1年前の月の初日	利用日の1週間前
ギャラリー(日、時間単位)	利用日の3ヶ月前の月の初日	利用日の前日
練習室(日、時間単位)	利用日の3ヶ月前の月の初日	利用日の前日
スタジオ(日、時間単位)	利用日の1ヶ月前の月の初日	利用日の前日

※休館日は12/29から翌年1/3まで
使 用 料　使用料は前納です(付属設備使用料や空調費用は各施設の使用料に含む)。

・施設の概要はP87をご覧ください。

交流センター ☎40-0560 FAX 40-0561

◆佐賀市産業振興会館

所 在 地　諸富町大字為重529-5
利用時間　9時~23時(受付は平日8:30~17:15)
使用申込　使用日の3ヶ月前から申請できます。
使用料金　使用料は前納です。使用料納入後、許可書を発行いたします。
休 館 日　毎週月曜日、8/13~16、12/29~1/4

・施設の概要はP91をご覧ください。

諸富支所 ☎47-2131 FAX 47-5736

◆開発行為と埋蔵文化財の保護について

佐賀県遺跡地図(佐賀県教育委員会発行)には、市内に所在する遺跡の範囲が示されています。

この範囲内で建設工事や土木工事等を行う場合は、工事着手の60日前までに埋蔵文化財に関する届出が必要で、確認調査が必要な場合もあります。

遺跡地図及び届出の書類等は、教育委員会文化振興課に備えています。

文化振興課 文化財二係
☎40-7368 FAX 26-7378

◆スポーツ施設の利用は

市内には市営、県営のいろいろなスポーツ施設があります。

・施設の概要はP91、92をご覧ください。

◆夜間照明施設の利用について

小学校のグラウンド・体育館の利用については、各小学校にお問い合わせください。また、夜間照明施設のある小学校のグラウンドの利用(有料)については佐賀勤労者体育センターまでお問い合わせください。

《夜間照明施設のある小学校》
新栄小学校、巨勢小学校、久保泉小学校、西与賀小学校、北川副小学校、金立小学校、兵庫小学校、嘉瀬小学校、赤松小学校、開成小学校
※利用期間は4月~10月の19時~21時(日、祝除く)です。

佐賀勤労者体育センター
☎31-6146 FAX 31-6146

◆視聴覚器などの貸出

視聴覚機器などを無料で貸し出していますので、お気軽にご利用ください。(但し、政治、宗教、営利目的利用を除く)

・液晶プロジェクター、スクリーンなど

視聴覚ライブラリー(社会教育課・総務企画係)
☎40-7365 FAX 24-2332

◆金立教育キャンプ場

たくさんの緑に囲まれたキャンプ場です。自然と親しみ、野外体験活動を満喫してください。

施設・設備　炊飯棟・調理棟・研修棟・トイレ・調理用具・食器類
※施設・設備はすべて無料
休 場 日　年末年始、毎週火曜日(7/21~8/31を除く)
所 在 地　金立町金立3412-3

金立教育キャンプ場 ☎98-3514 FAX 98-3514